

国土交通省 国土政策局
令和5年度 市町村管理構想・地域管理構想策定推進対策事業
モデル形成実施自治体 公募要領

以下のとおり、市町村管理構想・地域管理構想策定推進対策事業（以下、モデル事業とします。）の実施自治体の公募を行います。要領をご確認いただき、応募様式に必要事項をご記入の上ご応募ください。

1. モデル事業の背景・目的

人口減少・高齢化の進展により土地需要が低下し、低・未利用地や空き家の増加、農地の荒廃など、国土の管理水準の低下やそれによる悪影響の発生等が課題となっていることを踏まえ、国土交通省では、人口減少下の適切な国土管理のあり方を示した「国土の管理構想」（令和3年6月）に基づく取組を推進しています。当該構想に基づき、市町村や地域において現状把握と将来予測をもとに、国土の利用・管理と地域づくりを一体的に検討し、土地の管理の方向性を示す「市町村管理構想（策定主体：市町村）」「地域管理構想（作成主体：地域）」の策定が推奨されます。

このため、国土交通省では、市町村管理構想・地域管理構想の先行事例を創出し、その検討・策定に係る知見を蓄積し、広く普及を図っていくことを目的として、モデル事業を実施し、モデル形成に取り組む意欲のある自治体を公募します。これは、国土交通省国土政策局及び本調査事業の受託業者（株式会社エックス都市研究所）と連携して、市町村管理構想もしくは地域管理構想の検討・策定を行う自治体を募集するものです。

参考：「国土の管理構想」ポータルサイト

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html

2. モデル事業の内容

（1）実施内容

モデル事業では、「国土の管理構想」に基づき、市町村管理構想又は地域管理構想の検討・策定を行うため、以下①～③の項目を中心に採択自治体の支援を行う予定です。採択自治体では、検討体制づくり、進め方の検討、構想の内容検討・作成、合意形成等を行っていただきます。

具体的な支援内容については、モデル事業公募の選定後に、各市町村及び地域の計画・実情をもとに、市町村と国土交通省国土政策局及び本調査事業の受託業者が相談し決定します。なお、選定された応募主体は、国土交通省国土政策局及び本調査事業の受託業者と連携してモデル形成に取り組んでいただくこととなります。

①管理構想の検討・策定に向けた基礎情報の収集・分析・整理

管理構想の検討にあたって必要となる土地・資源の管理の現状や将来の見通し、課題を検討するための基礎情報について、国や自治体等が保有する情報の収集及び整理・分析を実施し支援します。情報の整理・分析に当たっては、GISを用いた図化・分析の作業も含まれます。

②ワークショップ等の運営

管理構想の策定にあたっては、ワークショップや検討会議等を実施しながら検討を進めて

いくため、その開催や資料作成を支援します。

今年度、市町村管理構想では、市町村職員を中心的な参加者として各箇所1～2回程度実施することを想定しています。地域管理構想の場合、地域住民等を中心的な参加者として、ワークショップ等を各箇所1～2回程度実施することを想定しています。

③市町村管理構想及び地域管理構想の記載内容等の検討

①、②を踏まえ、市町村管理構想又は地域管理構想の記載内容等について、採択自治体とともに検討し、構想の作成を側方支援します。

また、①～③の項目に関連し、希望や検討過程により、市町村職員や地域住民に対するヒアリングやアンケート調査、有識者等のアドバイザーからの助言等を行う可能性があります。

①～③の支援は、国土管理企画室が実施する「令和4年度 市町村管理構想・地域管理構想策定推進業務」（令和4年度第2次補正）の中で行うものであり、調査内容や経費は本調査事業の契約範囲となります。

なお、モデル事業では、施設の整備・改修、管理活動の具体的な実施など、管理の具体化事業を実際に行うものではなく、施設の整備・改修、管理活動の具体的な実施等は支援対象とはなりません。

(2) 実施期間

今年度のモデル事業の実施期間は令和6年3月中旬頃までとします。

※策定は2年程度要すると想定しておりますが、翌年度の支援継続については、自治体の希望や策定に必要な作業内容を勘案するとともに、令和6年度予算の状況によることをご了承ください。

(3) 成果の取扱

モデル事業により得られた成果や情報については、本調査業務の報告書に記載するとともに、今後、市町村管理構想及び地域管理構想の策定に取り組む市町村等の参考となるよう、普及のための資料や講演、ホームページ等において幅広く活用していく予定であることをご了承ください。（個人情報に関わる部分等を除くとともに、内容等について必要に応じ採択自治体との調整を行います。）

3. モデル事業の対象となる市町村及び地域

(1) 市町村管理構想のモデル事業の場合

以下の①～②の要件を全て満たす市町村を想定します。

- ①人口減少・高齢化の進展により、国土の管理水準の低下やそれによる悪影響の発生等が課題となる地域（集落等）を有する市町村
- ②市町村管理構想策定に取り組む意欲があり、また、令和5年度において市町村管理構想策定に向けた本格的な検討が実施可能な市町村

(2) 地域管理構想のモデル事業の場合

以下の①～②の要件を全て満たす地域を想定します。

- ①人口減少・高齢化の進展により、国土の管理水準の低下やそれによる悪影響の発生等が課題となる地域（集落等）
- ②地域管理構想策定に取り組む意欲があり、また、令和5年度において地域管理構想策定に向けた本格的な検討が実施可能な地域

4. モデル事業の応募主体

市町村管理構想、地域管理構想ともに原則、市町村とします。地域管理構想は、策定主体が地域となりますが、地域との調整や検討におけるサポートを市町村が行うことを前提とするためです。

- (1) 市町村管理構想の場合は、3.(1)の条件を満たすものとします。
- (2) 地域管理構想の場合は、3.(2)の条件を満たす地域を有する市町村であり、以下の①～②の要件を全て満たすものとします。
 - ①地域管理構想策定に取り組む予定の地域(集落等)に対して、取組の同意を得られる見込みがある。
 - ②地域管理構想策定に取り組む予定の地域(集落等)に対して、継続的なサポートが可能である。

5. 公募期間・提出書類等

- (1) 公募期間、書類提出締切

公募期間：令和5年8月4日(金)～令和5年8月25日(金)

書類提出締切：令和5年8月25日(金) 17:00必着

- (2) 提出書類

応募様式(別紙)に必要事項を記載したもの(市町村管理構想と地域管理構想の様式は異なります。応募する方の様式をご利用ください。)

※公募要領及び応募様式については、令和5年8月4日(金)より、国土交通省ホームページ「国土の管理構想」ポータルサイト(https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html)に掲載を予定していますので、その日以降は、そちらから入手できます。

- (3) 提出方法

(2)の書類について、(5)の提出先メールアドレスまで、電子メールにより提出してください。なお、受信を確認した場合、受信メールを送付いたします。受信メールが届かない場合は電話にて確認してください。

- (4) ご質問・ご相談

モデル事業について、ご質問やご相談がありましたら(5)の提出先の担当者までお気軽にご連絡ください。

- (5) 提出先

国土政策局総合計画課国土管理企画室 担当 高橋、知識、平山

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-8359 直通(平日9:30～18:00)

Mail：takahashi-k28c@mlit.go.jp

chishiki-h22a@mlit.go.jp

hirayama-t2mh@mlit.go.jp

(3名のアドレスに送付をお願いいたします)

6. モデル事業の選定について

(1) 選定方法

6.(2)の「選定の考え方」に従って、5.(1)の書類提出締切までに応募があった自治体の中から、2件程度を選定予定です。

なお、選定にあたり、応募内容についてヒアリングを実施します。また、必要に応じ、追加資料の提出等を求める場合があります。

(2) 選定の考え方

- ① 対象となる市町村もしくは地域が、「3. モデル事業の対象となる市町村及び地域」に合致すること。
- ② 応募主体が、「4. モデル事業の応募主体」に掲げる主体であること。
- ③ 応募内容がモデル事業の目的や趣旨に合致していること。
- ④ 市町村管理構想もしくは地域管理構想の検討にあたり、部局間や地域との効果的な連携や協力体制構築の見込みがあること。(地域管理構想については、加えて、地域への同意の見込みが立っていること)
- ⑤ 市町村管理構想もしくは地域管理構想の策定・検討を通じて目指す土地の利用・管理の課題の対応や地域づくりが他の自治体のモデルになることが期待できること。
- ⑥ 管理構想の検討にあたり、以下のいずれかの取組をテーマに含む市町村、または地域であり、かつモデルとして期待できる場合は別途加点して評価する。(必須要件ではありません)
 - ・地域の将来像を見据えた上で土地の管理方法の転換や管理の縮小を検討する取組
 - ・災害リスクや将来の人口減少を見据えた土地利用の転換等を検討する取組
 - ・立地適正化計画や広域的な立地適正化の方針と連携した取組(地域生活拠点の形成)
 - ・国土利用計画(市町村計画)と一体化した形で市町村管理構想の策定を目指す取組*
 - ・地域運営組織(RMO)があり管理構想の検討や取組の役割を担うことを想定している、または管理構想の検討を通じて今後RMOの立ち上げを目指す取組

※令和5年夏頃に第6次国土利用計画(全国計画)の閣議決定を予定しております。今後の国土利用計画(市町村計画)の見直しにあたり、市町村管理構想の要素をいれた計画づくりをご検討ください。

(3) 選定結果の通知

選定の結果については、令和5年8月下旬～9月初旬を目途に、応募者全員に対し書面により通知する予定です。